

「時事新報」にみる福沢諭吉の文明観について

—— ノルマントン号事件をめぐって ——

戸田清子

- I はじめに
- II 「時事新報」における論説
- III ノルマントン号事件と福沢の「独立自尊」
- IV 福沢の文明観
- V むすびに

I はじめに

福沢諭吉は、周知のとおり、明治15 (1882) 年3月1日、「時事新報」を発刊し、以降、たびたび条約改正について論説を掲載しているが、「時事新報」発刊から4年後、日本全土を憤激の渦に巻き込む事件が起こった。世にいうノルマントン号事件である。事件は明治19 (1886) 年10月に起きた。それは横浜から神戸に向けて出航した英貨物船ノルマントン号が、折からの悪天候で視界不良のなか、暗礁に衝突して座礁難破、紀州沖で沈没するという事故であったが、この事故では、イギリス人乗組員が全員救助されたのに対し、日本人乗客25名は悉く水死した。イギリス神戸領事による海難審判ではドレーク船長に何ら過失責任が問われず、無罪放免となったために、当時の世論が強くこれに反発し、同年12月に行われた横浜領事による刑事裁判では、同船長に3ヶ月の有罪判決が下されたのである。筆者はこれまでに、条約改正交渉中に起こったこの事件の全容を明らかにするとともに、この事件が明治前期における国際関係にどのような影響を及ぼしたのかについて考察を試みた¹が、本稿では、それに次ぐものとして、「時事新報」の論説を取り上げ、福沢諭吉の文明論に光をあてながら、本事件について考察してみたい。

II 「時事新報」における論説

ノルマントン号事件は、その悲惨な結末にもかかわらず、ドレーク船長以下、イギリス人乗組員が何の過失責任も問われなかったことから、国民の憤激を招くこととなった。福沢諭吉は「時事新報」で、ノルマントン号事件を取り上げて、いくつかの論説を掲載している²。

明治19年11月15日付の「時事新報」には、「ノルマントン號沈没事件を如何せん」というタイトルで福沢の論説が掲載された。その内容としては、東洋人のみが非命の死を遂げたことは甚だ不可解であり、船長以下、乗組員の帰国を差し止めて原因を究明すべきことが述べられ、また、「日本人の船客等は甲板上に在て端舟に乗り移りたることを拒みたり」という船長らの言い分については、「死人に口なし、其間に何様の事情ありしやも知る可らず」と、ドレーク船長以下、イギリス人乗組員に対する強い不信感があらわされている。福沢は、「混雑の際、船客の喧噪を制せん」がために、日本人乗客を船室に閉じ込めた可能性もある³として、「潜水器を以て已没の船中を検する」、すなわち、沈没した船の中を十分に検証することが必要であるとしている。そしてさらに、次の段階として行うべきこととして、彼は、乗客の遺族が

ドレーク船長を起訴すべきであるとし、同時に、神戸英国領事の審判に不服である以上は、日本政府は遺族の心情を考慮し、直接に英国政府に事件を照会すべきであると論じているのである⁴。

11月16日には、「ノルマントンの事變をして日英の交際を妨げしむる勿れ」として、同紙は日英関係にも言及している。今は条約改正を控えた重要な時期でもあり、ここで英国との交際に支障をきたすことがあってはならないので、この事件は穏便に収める方が良いという説も巷にはあるようだが、今ここで事を曖昧にして、所謂「臭いものに蓋」をしても、結局は世論を抑えることはできず、かえってその反動で国民の憤懣は爆発するであろうというのがその主たる内容であるが、事件を曖昧にして姑息な手段で両国の交誼を図ろうとすることは、「國交際の重きを知て之を重んずるの法を知らざる者」であり、有罪と決まれば、それ相当の刑に処して英国法律の公明さを明らかにすることは日本国民の満足のみならず、英国の名誉を守ることにもなるのだと同紙は説いている⁵。

また、11月17日付の同紙には、「ノルマントン号事件の軽重如何」と題して、次のような論説が掲載された。すなわち、耶蘇教（キリスト教）を信仰する西洋人について、「抑も西洋耶蘇教國人が其國人同士の間柄にては神妙に道德論を守る」けれども、彼らは耶蘇教国以外、すなわち日本をはじめ、アジア各国に対しては「牛豚同様人間の道德を以て律するに足らず」として西洋人が日本人を蔑視し、これまでも差別的な扱いを行ってきたことを指摘している。今回のノルマントン号事件においても、日本人の船客はインド人の火夫等とともに事故の犠牲となったが、これに対して何らイギリス船長らの責任を追及することなく泣き寝入りしては、「耶蘇教國人の眼より見て日本人の品位は永く道德以外に落つるの危険なしとも云ふ可らず」として、日本が今後も国際社会において西洋から軽視され続け、独立国家の国民としてはいうに及ばず、人間としてさえ扱われない危険性があると警告している。さらに同紙は、ノルマントン号事件の真相究明は、日本の国そのものが西洋から今後どう扱われるのか、日本の国力や権威の軽重、さらには、日本人の尊厳にも深くかかわってくる問題であり、万一、この事件に対する対処を誤れば、わが国は将来に大きな禍根を残すと論じている。

福沢は、「時事新報」において一貫して、ノルマントン号事件に対する真相の究明がいかに重要かを説いている。それは、犠牲となった遺族の心情を付度してのためであることは勿論であるが、彼がこの事件を、日本が国際社会の一員として、独立した一国としての尊厳を守れるかどうかを問う重要な問題であると認識しているからにはほかならない。その認識の背景には、福沢の「独立自尊」の思想が脈打っていると考えられる。条約改正を考慮して、ここでこの事件の真相を曖昧にしては、かえって日本が国家としての威信や誇りを失うことになる。事件の真相を徹底的に究明し、責任の所在を明らかにすることが、一国の「独立自尊」にもつながるのだと福沢は論じているのである。

さらに、翌11月18日付の「時事新報」では、「ノルマントンの不幸に付き耶蘇教教師の意見を問ふ」と題して、福沢は、この事件と関連して耶蘇教にも深く言及している。開国当初から、わが国には多くの宣教師が来日していたが、福沢は、彼らの布教の業績を評価したうえで、イギリスは日本のためのみならず、自国の名誉のためにこそ、この事件に対する責任を明確にすべきであると論じている。福沢は、耶蘇教が日本で今日までの勢力を得たのはその誠によるものであるが、ノルマントン号事件には不審な点があり、このままでは、イギリス人に対して不信感を抱かざるを得ない。このような不可解で、不徳義なことが起こった状況は、単に日本人だけの問題ではなく、30年もの間、わが国に耶蘇教を広めるために努力してきた布教活動そのものが水泡に帰するものであると論じているのである。そうならないためにも、福沢は、「在日本の耶蘇宣教師に向て其誠意誠心の働き」を望み、「今度の事變に付き徳義上の判断を明にして之を世間に公けにし又其筋に提出し、事の始末を公明正大にする」ことが、人のためではなく、耶蘇教そのもののためでもあると説いている⁶。

この福沢の論説は、ノルマントン号事件におけるイギリス人の行為、その取り扱いに感情的に怒りを爆発させている日本人にとってのみならず、この事件の対処の仕方がイギリスにとっても、耶蘇教にとってもいかに重要であり、両国の国益に影響するかをきわめて冷静かつ客観的に論じているものといえよう。

福沢はさらに、耶蘇の宗教について、「一視同仁、四海兄弟と云へば、此地球は恰も一家の如く、地球上の人民は等しく兄弟の如くにして、其相交るの情に厚薄の差別ある可らず」と述べ、その教旨からいえば、世の中に争いごとや人種差別があってはならないはずであるが、実際には、それぞれの国が国境を隔て、党与をむすんで一国人民と称し、政府を設け、あげくは戦争で「四海の兄弟」であるはずの他国の人民を殺し、領土の奪い合いをしている。それは、人類が一つの家族であり、皆を平等に愛するという耶蘇教の教旨とあまりにも矛盾するのではないかと批判している。ノルマントン号事件においては、現実には明らかな差別があったものと考えられ、その証拠に、日本人は誰ひとり救助されることなく死亡した。福沢は、耶蘇教の道德論というものは、その功德が耶蘇教国以外にも及ぶものかどうか、この事件を契機に、耶蘇教の教えそれ自体も問う必要があるとしている⁸。

福沢によれば、そもそも宗教とは一身の私徳に関係するものであって、私的に人心の不安を解消し、心に平安を与えるための装置である。彼は宗教を、「建國獨立の精神とは其赴く所を異にするもの⁹」であると考え、たとえ宗教をもって人民の心を維持したとしても、その人心とともに国を守れるかという点、それには大きな疑問を抱かざるを得ないとしている。そのうえで、宗教上の理想社会と現実社会を分かつ隔たりについて、福沢は次のように述べている。すなわち、今の世界各国の有様と宗教の趣意とを比べてみれば、宗教は、「洪大なるに過ぎ、善美なるに過ぎ、高遠なるに過ぎ、公平なるに過ぎ」るが、他方、各国が利害をめぐって対立している現実には、「狹隘なるに過ぎ、鄙劣なるに過ぎ、浅見なるに過ぎ、偏頗なるに過ぎて、両ながら相接すること能わざるなり¹⁰」と。福沢は、宗教のめざす理想と現実が相接することはきわめて困難であると、宗教というものの限界を論じているのである。

Ⅲ ノルマントン号事件と福沢の「独立自尊」

明治政府は、その成立当初から条約改正交渉をはじめており、井上外相時代に交渉が本格化する。その交渉の柱となるものは、関税自主権の回復と領事裁判権の撤廃であった。しかし、この事件から遡ること4年前の明治15年に開催された条約改正予備会議においても、交渉は妥結をみず、全廃が不可能であると考えた政府は一部撤廃を提案したが、それすらも困難な状況にあり、その後の交渉も難航をきわめていた。このような時期に、ノルマントン号事件は発生した。

福沢は「時事新報」発刊当初から条約改正の必要を訴え続けていた。しかし、福沢は「條約改正の愉快は無代價にて得らる可きものに非ず¹¹」として、不平等条約を改正するためには、代償が必要であると説く。では、その代償とはいったい何であろうか。福沢はそれを、「純然たる獨立國の名に伴ふに純然たる獨立國の實を以てするの一事」と述べている。福沢は、条約改正を行うということは、その関係が国際社会において対等となることを意味するが、そのためには、日本が独立した国家としての認識と実力を備えていなければならないと論じているのである。福沢によれば、西洋諸国は、自らを「文明の先立大人」と考え、日本人を自分たちが教え、指導してやらねばならない幼い子どものように扱ってきた。福沢は、「官尊民卑の卑屈に慣れ、不文無智を以て自から居り、社會全體の組織の中に包羅せられて悠々閑々」としている日本人を「人民幼穉」と述べ、そのような国民が条約改正後、一転して国際社会で大人としてみなされ、扱われることへの不安を、「多年幼穉を以て御せられたる者が、頓に氣力を生ず可きにも非ざれば、其交際の間違ひの多かる可き」と表現し、国際社会で諸外国と対等に交渉するには、日本は今なお未熟であり、「誠に心配の事共なり」と危惧している。

福沢はまた、国民に気力がないその原因を、「官」に対する人民の依存性にあるととらえている。彼は、明治政府による中央集権体制のもと、宗教・学問・経済、すべてが政府に従属させられ、「官」が主導権を握ることによって「民」の士気が損なわれ、そのことが国民形成を阻害し、文明の進歩を妨げていると考え、そのような傍観者的な態度、主体性に乏しい国民性を、すでに『文明論之概略』のなかで、「日本には政府ありて國民（ネーション）なしと云ひしも是の謂なり」¹² という表現で批判し、「人民には正しく一段の氣力を失ひ文明の精神は次第に衰ふるのみ」¹³ と憂慮している。福沢は、その文明を切り拓く担い手は国民一人ひとりであるという考えから、人民独立の隘路となっている官尊民卑ともいうべき精神風土から脱却するには、「私」というもの、個人という存在を重視すべきであると主張している。彼によれば、政府と国民とは主従関係ではなく、対等の関係であり、主権は国民にある。したがって、「人民若し暴政を避けんと欲せば、速に學問に志し自ら才徳を高く」¹⁴ することによってはじめて政府と対等の関係に立つことになるのであるが、それには、国民が自ら気概をもって独立しなければならないと、「独立自主」の精神を説いているのである。福沢がここでいう「私」の重視とは、個人が一人ひとり、自主性・自発性を持ち、一人の人間として認められることである。「私」を重視し、「個のめざめ」を促すこと、一身独立こそが一国独立につながるというのが福沢のいわんとするところであり、「國とは人の集りたるものにて、日本國は日本人の集りたるものなり」¹⁵ の言葉からも明らかなように、福沢は、国の主体は人であると考えていた。また、国の文明については「形を以て評す可らず」として、形にあらわれてこない無形のものゝが文明であり、その文明を支えるものは「人民獨立の氣力」であると述べている。福沢は、「全國人民の間に一片の獨立心あらざれば、文明も我國の用を爲さず、之を日本の文明と名く可らざるなり」として、人民独立の精神と一国の文明とは切り離すことのできない関係にあるとしている¹⁶。そしてさらに、そのような文明論に基づいて、日本が今後、独立した国家として諸外国と対等につき合うためにも、今ここでノルマントン号事件の扱いを誤ってはならないと強く論じている。

明治19年12月8日、ドレーク船長には、その職責を全うせず、日本人乗客25名の生命を奪ったものとして、「殺人罪」の罪名で禁錮3ヶ月の判決が下った¹⁷。この判決に対して、12月10日付の「時事新報」は、次のように論じている。すなわち、日本側からみれば、多数の犠牲者を出した船長の過失責任は重く、禁錮3ヶ月という判決は到底満足いく結末ではないかもしれないが、これは「英國の法廷に於て英國の判事が英國の法律を按じて英國の罪人を罰したるもの」であり、「其處置の公明正大にして法律適用の正しきは無論の事として敢て我々の疑を容るべき限りにあらざるなり」として、この裁判の決着に、一定の評価を与えている。そして、最も満足すべきことは、「裁判の落着の迅速なる一點なり」からも明らかなとおり、英国法廷における裁判が速やかに行われたことであり、その裁判の経緯が文明国の裁判法に背くものではなく、納得のいく結果であったという認識をあらわしているのである。

IV 福沢の文明観

以上、「時事新報」の論説を中心に、ノルマントン号事件に対する福沢諭吉の基本姿勢について考察をすすめてきた。

開国以来、西洋諸国と比肩することを目的に明治政府は近代化をめざし、不平等条約改正交渉を通じて、国際社会における差別の撤廃を国是としてきたが、そのような政府の思惑とはうらはらに、一般国民は必ずしもそのことを明確に自覚しているとはいえなかった。もっとも、国民は、時として西洋人から自尊心を傷つけられ、差別的な扱いを受けたことがなかったわけではないが、ノルマントン号事件は、まさにそのことを、事実をもって国民の前に突きつけたものといえるであろう。

11月6日付の「時事新報」は、このような差別が行われていた状況について、兵庫ニュースにおける記

事を紹介している。その内容は、「殊に外國船の日本沿海に旅客を運送するものは船客として日本人を乗載するにあらずして一種生類の貨物なりと心得て」船倉に積んでいたため、その運賃も安い取り扱いも乱暴無情であり、「船長の眼中船内に旅客ありを認むることなし」とし、当時、日本人が外国客船に乗り込んだ場合は人間扱いされず、貨物同様の扱いを受けており、したがって、事故の際も、「貨物の生命」を助けようとは思わず、自分たちだけが救命ボートに乗り移ったのではないか、というものである。福沢は、必ずしもこの説に同意はしていないが、ドレーク船長の日本人乗客に対する取り扱いに関しては、強い不信感と不快感を表明している。

明治政府は、この事件を西洋諸国との「国家間」の問題としてとらえており、条約改正は、こうした差別を含む国際的な不平等の制度的解消をめざしたものであった。しかしながら、国民的レベルでいえば、国家間におけるこうした差別は、一部の有識者を除いて、まだ十分に認識し得るものではなかった。ノルマントン号事件は、日本に対する西洋諸国の差別と偏見を、日本人一人ひとりが個人的レベルで実感し、しかも、それまでは外国人とほとんど接することもなく、そうした認識の埒外におかれていた一般庶民にまで、差別の現実を実感させるに至ったのである。ノルマントン号事件で死亡した25名の日本人についても、その出自からすれば平民の割合が多く¹⁸、まさに自分たちと同じ境遇の人たちがこの不幸な事件に遭遇したという点でも、一般国民の間に彼らに対する強い共感を呼び起こす大きな要因になったということができよう。

福沢は、ノルマントン号事件を、日本人を含めたアジアに対する西洋諸国の偏見と差別が顕在化したものであるととらえた。彼が最も主張したかったことは、こうした差別をなくすためには、日本が国家として独立する前提条件として、まず、国民の一人ひとりが個にめざめ、「独立自尊」の気概をもつこと、日本人としてのアイデンティティを確立すべきであるということであった。ノルマントン号事件における悲劇的な結末が、外国人による差別と偏見によって引き起こされたものであり、その差別と偏見が根深いものであればあるほど、福沢の説く「独立自尊」の精神は、当時の民衆に、強い実感を伴ってアピールしたと考えることができる。この事件は皮肉にも、福沢がめざす「独立自尊」の必要性のきわめて現実的な裏付けとなり、その主張に一層説得力を加える結果となった。

国際社会において、日本が不平等な扱いを余儀なくされていた明治という時代背景を考えると、ノルマントン号事件が、条約改正問題と深く関わり合いながら展開したことは明白である。明治政府は井上外務大臣を中心に、条約改正促進を目的とした欧化主義政策をとり、西洋文明の模倣に努めていたが、鹿鳴館の夜会に象徴されるような皮相的な西洋文明の模倣を、福沢はきわめて批判的にとらえていた。福沢は、日本人が西洋文明に憧れ、追いつこうとするあまりに、旧来の伝統文化を放棄しようとする状況を、「一身恰も空虚なるが如く」と憂慮している。彼は、旧来の伝統文化を捨て、新しい文明にさらされている人々の様子を、「恰も先祖傳來の重荷を卸し、未だ代りの荷物をば荷はずして休息する者の如く」と表現し、伝統文化の放棄と西洋文明の受容が国民の価値体系の形成に及ぼす影響について強い懸念を示しているのである¹⁹。福沢は、西洋文明への懷疑と不信を抱きながら、日本固有の伝統文化と西洋文明とのほざまで生きる日本人の姿を「一身二生」²⁰ ととらえ、時代に順応しきれずにいる日本人の心に、一種の「精神的真空」が生じていることを指摘している。不平等条約改正という重要な目的があるにせよ、明治政府の欧化主義政策は、一般国民の意識とはかけ離れたものであったにちがいない。福沢は、その「精神的真空」にいち早く気づき、自らが「独立自尊」を説くことで、日本人としてのアイデンティティの確立を図ろうとしたのである。

「時事新報」の論説を通じて、福沢は「独立自尊」を問い続けた。彼は、明治という大きな時代のうねりのなかで精神の拠りどころを失い、心の空洞を抱えた当時の日本人に対して、「個のめざめ」をくり返

し訴えかけてきた。「時事新報」の論説に一貫しているのは、そうした福沢の「個のめざめ」への不断の呼びかけであり、日本人の生きざまに対する根本的な問いかけであろう。

V むすびに

ノルマントン号事件は、日本人乗客25名の生命を海に散らせた悲惨な事件であった。ノルマントン号事件をめぐる「時事新報」の論説には、明治というひとつの時代と、そこに生きる人々への福沢の思いが読みとれよう。そこには、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』などを通じて世に問いかけてきた福沢の「独立自尊」の精神が通奏低音となって、日本人のあるべき姿が主張されている。ノルマントン号事件は、その悲劇性ととも、こうした福沢の主張を「時事新報」の論説を通じて、より明白なかたちで世に問う役割を果たした。そのような意味において、この事件が国民に、日本人としてのアイデンティティの確立、「個のめざめ」を促すひとつの契機となったであろうことは論をまたない。

ノルマントン号事件に関しては、本稿で取り上げた「時事新報」のほかに、全国紙はもとより地元紙である「神戸又新日報」の報道、イギリスをはじめとする諸外国の見解など、検討しなければならない点があるが、それらについては稿をあらためて論じたい。

- 1 本稿は、平成13年7月15日、神戸市立博物館において開催された神戸外国人居留地研究会における研究発表「ノルマントン号事件－明治前期 国際関係史の立場から－」を基礎として、「時事新報」にみる福沢諭吉の論説を中心に、新たにまとめたものである。
- 2 福沢は「時事新報」の紙上でこの事件について論じたのは勿論のこと、慶應義塾大学学生による義捐金募集のための演芸会にノルマントン号事件で犠牲となった乗客の遺族の子女を出演させたり、真言宗大谷派有志に呼びかけ、浅草本願寺での追弔法会を催すなど尽力した（慶應義塾編『福澤諭吉全集』以下、『全集』と略記、第18巻、岩波書店、1962年、63頁）。
- 3 この件については、地元紙である「神戸又新日報」も11月14日付の記事で、ある人の説であるとしたうえで、日本人乗客が甲板に出ようとしたところ、船長らが出入口を封鎖したために「日本人は出ずるに由無く遂に憐れや船中に溺死を遂げたるならん」と報じている。
- 4 この事件で日本人全員が犠牲者となったことについては、当時の外務大臣、井上馨も「不思議ナルユヘ」、徹底的に調査するよう、和歌山、兵庫の両県知事に要請している（外務省編纂『日本外交文書』第19巻、日本国際連合協会発行、1952年、322頁）。
- 5 明治19年11月16日付「時事新報」、第434号
- 6 「事の始末を公明正大ならしむるは、人の爲に非ず、耶蘇教の爲めなる可し。耶蘇教が日本に在て今日迄の勢力を得たるは、唯誠の一字に由るに非ずや。然るを今眼前に不思議不徳義の行はれんとするを見て、之を心に關せざるが如きは、我日本の死者の不幸のみならず、三十年來千苦萬苦したる耶蘇教の勞を一朝に空ふるものにして、宣教師の爲めに謀りて我輩の遺憾に思ふ所なり」（明治19年11月18日付「時事新報」、第436号）。
- 7 『全集』第4巻、189～190頁。
- 8 「彼の耶蘇教の道德論は果して一視同仁にして其功德能く其教國人以外にも及ぶものなるや否やを定むるの一事端なきは我々日本人は官民の別なく自國の大事とて之に心配するのみならず亦以て耶蘇教旨の實際如何をも視る可きものとして之に注目すること肝要なる可し」（明治19年11月17日付「時事新報」、第435号）。
- 9 『全集』第4巻、191頁。
- 10 同上書、192頁。
- 11 明治19年9月6日付「時事新報」

- 12 『全集』第4巻、154頁。
- 13 『全集』第3巻、60頁。
- 14 同上書、41頁。
- 15 同上書、42頁。
- 16 福沢思想にみる「独立自尊」と「私」の重視については、拙稿「明治期日本におけるボランティア精神の源流－福沢思想にみる「独立自尊」と個のめざめ－」(鈴木正幸編『ボランティア学のはじまり－新しい街づくりを目指して』、六甲出版、1999年、所収) に詳しいので、参照されたい。
- 17 明治19年12月8日付で「ノルマントン船長ドレーク處刑ノ件」と題して横浜から井上外務大臣に宛てられた電報には、「ノルマントン船長唯今過殺ノ罪ニヨリ三ヶ月ノ禁獄ニ處セラレマシタ」と記されている(前掲、『日本外交文書』、332頁)。
- 18 乗客名簿からは、死亡した25名のうち23名の出身階級が明らかとなっており、その内訳は、士族8名、平民12名、不明3名である(同上書、324頁)。
- 19 前掲拙稿、第4節を参照。
- 20 「恰も一身にして二生を経るが如く一人にして両身あるが如し」(『全集』第4巻、5頁)。

〈参考文献〉

「時事新報」明治19(1886)年11月6日～12月10日

会田倉吉『福沢諭吉』吉川弘文館、1985年。

安西敏三『福沢諭吉と西欧思想－自然法・功利主義・進化論－』名古屋大学出版会、1995年。

大嶋 仁『福沢諭吉のすゝめ』新潮社、1998年。

慶應義塾編『福澤諭吉全集』全21巻、岩波書店、1958～1964年。

千種義人『福沢諭吉の社会思想－その現代的意義－』同文館、1993年。

松本三之介『明治思想における伝統と近代』東京大学出版会、1996年。

丸山真男『「文明論之概略」を読む』(上・中・下) 岩波書店、1986年。

戸田清子『明治期日本におけるボランティア精神の源流－福沢思想にみる「独立自尊」と個のめざめ－』(鈴木正幸編『ボランティア学のはじまり－新しい街づくりを目指して』、六甲出版、1999年、所収)。